

静岡県告示第373号

令和3年4月10日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月2日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	御殿場箱根線	御殿場市茱萸沢字野添道端 332番の2から	前	9.6~10.0	76.0
		御殿場市茱萸沢字大橋 347番の4まで	後	10.5~24.5	102.6